

社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて

(昭和62年7月16日社施第90号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)

標記については、別途厚生事務次官から「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(昭和48年5月26日厚生省社第497号)、「身体障害者保護費の国庫負担(補助)について」(昭和62年7月16日厚生省社第529号)、「老人保護措置費の国庫負担について」(昭和47年6月1日厚生省社第451号)及び「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(昭和44年6月25日厚生省社第146号)をもって通知され、本年4月1日から実施することとされたが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管下社会福祉施設に対し周知徹底のうえ格段の御指導を願いたい。

別紙

施設機能強化推進費実施要綱

1 目的

施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした介護相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲の助長を図り、また、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難・誘導體制を充実する等総合的な防災対策を図り、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進する。

2 事業の種類及び内容

(1) 種類

- ① 社会復帰等自立促進事業
 - ア 施設入所者社会復帰促進事業
 - イ 心身機能低下防止事業
 - ウ 処遇困難事例研究事業
- ② 専門機能強化事業
 - ア 介護機能強化事業
 - イ 機能回復訓練機能強化事業
 - ウ 技術訓練機能強化事業
- ③ 総合防災対策強化事業

(2) 内容

別表のとおり

3 事業の選択

事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。

4 加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。

なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相当の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所者処遇の向上等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。

- (1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度とすること。
- (2) 一施設当たりの加算総額は、入所施設にあつては年額 75 万円以内(ただし、2 の(1)の①及び②の事業のみを行う場合は年額 50 万円以内とし、婦人保護施設の一時保護所については 2 の(1)の③の事業のみを対象とし年額 45 万円以内とする。)、通所・利用施設にあつては年額 45 万円以内とする。

ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、一施設当たりの加算総額が 10 万円未満の場合は国庫補助の対象としないこと。

- (3) この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとし、その加算分の措置費単価は次の算式により算定すること。(ただし、10 円未満は四捨五入)

$$\text{単価} = \text{認定額} / (\text{定員} \times 12 \text{ 月})$$

- (4) デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については、同種の事業は対象から除外すること。

5 支出対象経費

- ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)
- ・役務費(通信運搬料)
- ・旅費
- ・謝金
- ・備品購入費
- ・原材料費
- ・使用料及び賃借料
- ・賃金(総合防災対策強化事業に限る。)

・委託費(総合防災対策強化事業に限る。)

6 対象施設

	入所施設	通所・利用施設
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設	授産施設
身体障害者 更生援護施 設等	肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 重度身体障害者更生援護施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 重度身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場	身体障害者通所授産施設 点字図書館 盲人ホーム 聴覚障害者情報提供施設
老人福祉施 設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	
婦人保護施 設	婦人保護施設 一時保護所	

7 報告等

- (1) 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により行うものであるが、本事業の収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
- (2) 本事業を実施した施設は、毎年4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。
- (3) 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

8 その他

本制度の新設により、従来の「地域参加・交流促進費加算制度」は、昭和62年3月31日をもって廃止するものである。